

都市計画マスタープラン

序章

はじめに

1. 都市計画マスタープランの位置付け

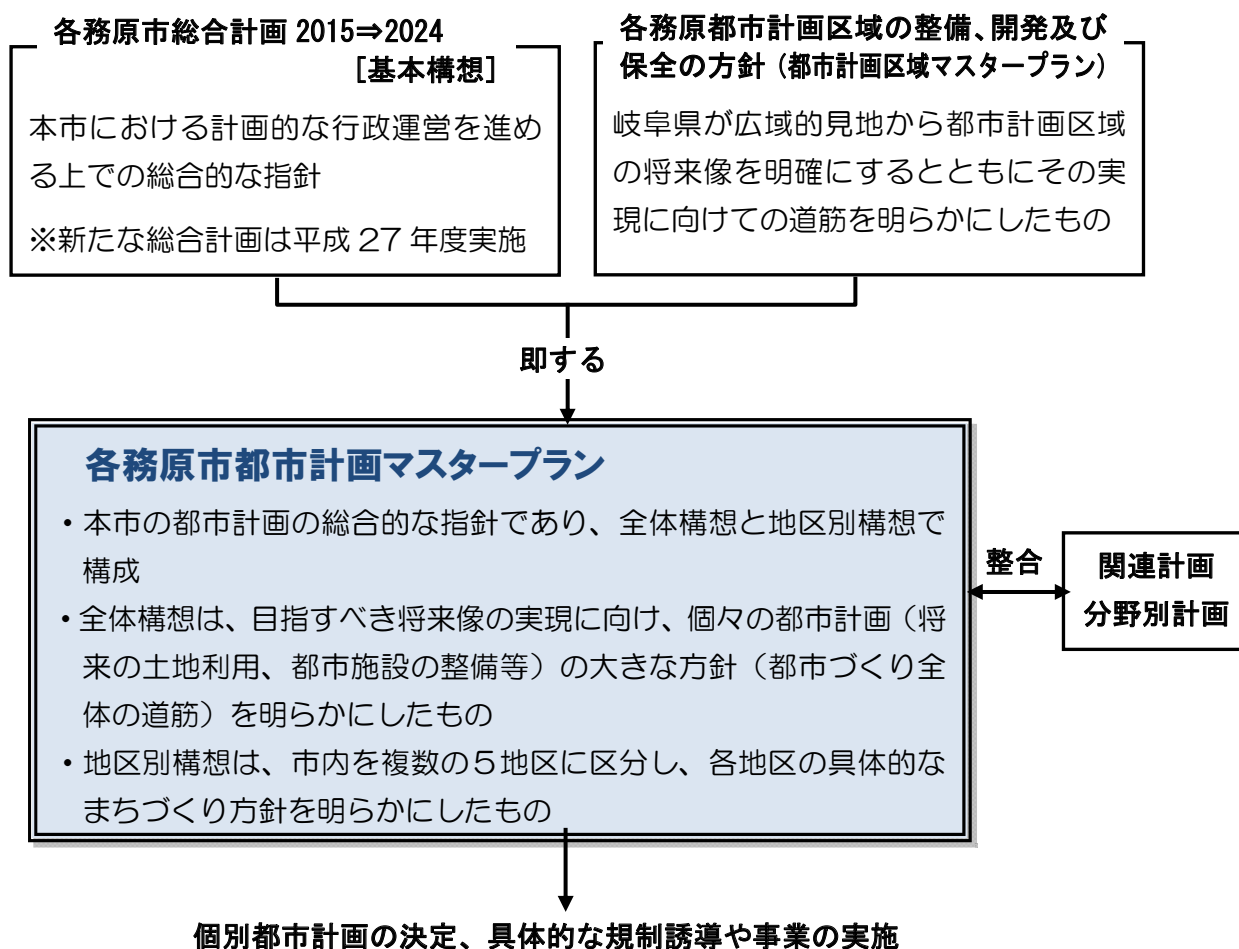
(1) 目的と役割

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものである。

(2) 根拠法令

都市計画法第 18 条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(3) 法体系における位置づけ



2. 見直しの背景

(1) 都市計画マスタープランの改定経緯

■各務原市都市計画マスタープラン（平成9年10月）

平成4年の都市計画法改正で都市計画マスタープランに関する制度が創設され、それを受け、各務原市として最初に策定したマスタープランである。

「心と技術をささえる文化と快適環境都市」を将来都市像とした第三次総合計画の実現を目指し、都市計画の視点から計画的なまちづくりを行うために策定された。



■各務原市都市計画マスタープラン 2002 ～都市再生と公園都市の実現に向けて～ (平成14年12月)

平成12年の都市計画法の改正、地方分権一括法の施行に伴い、都市計画の決定権限が大幅に市町村へ委譲されることとなった。また、同年に各務原市の新総合計画が策定され、これらを受け策定されたマスタープランである。



■各務原市都市計画マスタープラン 2006 ～都市再生と公園都市の実現に向けて～ (平成18年9月)

平成16年11月に旧川島町と合併したことに伴い策定された。基本的には、2002年版の内容は改訂せず、時点修正等が行われている。また、平成18年3月に各務原市都市景観条例が公布され、景観行政の枠組みが急速に整備されたことを受け、景観に関する章は、大幅な改訂を行っている。



■各務原市都市計画マスタープラン 2010 ～公園都市と地域活力の持続～ (平成22年2月)

2006年版のマスタープランが平成22年を目標とした計画となっていたこと、また、平成22年度より各務原市第2次新総合計画がスタートすることを受け、さらに近年の社会経済情勢の変化を踏まえて新しく策定したものである。

(2) 現行計画の検証と評価

よく進んだ施策・事業

◎各務原の「顔」づくり

- ・ 鷺沼駅東部土地区画整理事業

◎歴史と文化のまちづくり

- ・ 中山道鷺沼宿地区の整備
- ・ 中山道新加納立場地区の整備

◎まちの骨格づくり

- ・ 各務原大橋及びび那加小網線の整備
- ・ 那加メインロード（電線地中化）

◎緑豊かなまちづくり

- ・ 生命の森の整備、その他都市公園・緑地の新設、再整備
- ・ 国営木曽三川公園サイクリングコースの整備
- ・ 身近な公園の整備・改善

◎新時代を築く産業の拠点づくり

- ・ テクノプラザⅡ期・Ⅲ期地区の拡大

◎誇りと愛着を持てる美しいまちづくり

- ・ 景観地区（テクノプラザ、グリーンランド柄山地区）の区域拡大
- ・ 重点風景地区（28地区）指定

引く続き必要な施策・事業

- 公共交通を活かしたまちづくり（鉄道駅周辺等における土地利用の誘導）
- 郊外部住宅団地における日常生活利便性（買い物のしやすさ等）の向上
- 都市の骨格を形成する幹線道路の整備
- 生活道路の整備・改善

評価

- ◆ 都市景観（歴史文化）・環境（緑）はより一層充実
- ◆ 市民生活を支える都市基盤の充実、日常生活利便性の向上をより一層図る必要がある

(3) 改定の背景・目的

各務原市では、平成 22 年に各務原市都市計画マスタープラン 2010 として平成 32 年を目標年次とした都市計画に関する基本的な方針を定め、公園都市と地域活力の持続を目指し、様々な施策を展開してきたが、先に示したように、市民生活を支える都市基盤の充実、日常生活利便性の向上については引き続き施策を進める必要がある。

一方、この間、わが国の都市を取り巻く環境は大きく変化してきている。特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、改めて安全で安心なまちづくりへの対応が強く求められるようになった。

また、少子高齢化や人口減少が現実のものとなり、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となるなか、都市全体の観点から、住宅や医療・福祉、商業など生活サービスに関連する施設の適正な誘導等を図りつつ、公共交通との連携により、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めていくことが求められている。

さらに、深刻さを増す地球温暖化問題への対応を図るため、都市における緑の保全・緑化の促進や、自動車に頼りすぎない「歩いて暮らせるまちづくり」など都市の低炭素化に向けた様々な取組みが全国各地で進められるようになってきている。

このような今後の都市づくり上の課題や都市を取り巻く環境変化に適切に対応すると同時に、平成 27 年度に上位計画である新たな総合計画が実施されたことを受け、現在の都市計画マスタープランの改定を行う。

3. 上位・関連計画の整理

平成27年4月施行の「各務原市総合計画」の基本構想（計画期間H27～36年度）では、本市の将来都市像として、『笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～』を掲げている。また、この将来都市像の実現に向け、「誇り～新しい人づくり・地域づくり～」、「やさしさ～新しい安心づくり～」、「活力～新しい元気づくり～」の3つをまちづくりにおいて重視する本市の基本理念とし、3つの基本理念につながるまちの姿として9つの基本目標を掲げ、基本目標に基づき施策を展開していくこととする。

（1）将来都市像

『笑顔があふれる元気なまち』 ～しあわせ実感 かかみがはら～

本市では、市民や様々な団体などと意見交換することで夢や目的を共有し、すべての人々が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる元気なまちづくりを目指す。

（2）基本理念

誇り ～新しい人づくり・地域づくり～

これから突入する本格的な人口減少、少子高齢化の時代にあって、様々な活動において意欲を持って活躍する市民の増加は、地域発展の根幹となる。時代の変化や多様化する地域課題に柔軟に対応し、仲間とともに力をあわせてまちづくりを支える、新しい人づくり・地域づくりを進める。

基本目標1 思いやりとふれあいのある協働のまち（市民協働）

基本目標2 心豊かで文化を育む人づくりのまち（教育・文化・スポーツ）

基本目標3 豊かな自然と調和する共生のまち（環境）

やさしさ ～新しい安心づくり～

子どもから高齢者まですべての市民が健康に暮らせるまち、不安なく子どもたちがのびのびと育まれるまち、東日本大震災の教訓を活かし、地域ぐるみで防災、減災に取り組むまちづくりを進める。

基本目標4 元気があふれる健やかなまち（保健・医療）

基本目標5 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち（福祉・社会保障）

基本目標6 いつまでも住み続けたい安全・安心のまち（防災・防犯）

活力 ～新しい元気づくり～

都市の良好な基盤整備や農業や商工業、新たな産業などの振興を図るとともに、少子高齢化や地方分権の進展など社会経済情勢が刻々と変化する状況において、柔軟な発想と創意工夫により様々な課題に適切に対応できる効率的な行財政運営を行い、若者から高齢者まで多くの人が集い、活力あふれる元気なまちづくりを進める。

基本目標 7 便利で快適に暮らせるまち（基盤整備）

基本目標 8 賑わいと創造性を感じる活力あるまち（産業）

基本目標 9 持続可能な自立した地域経営のまち（行財政）

（3）将来フレーム（定住人口）

本市の平成 22 年国勢調査における人口は、14 万 5,604 人である。平成 17 年と平成 22 年の国勢調査の人口を基にコーホート要因法を用いて推計を行うと、本市の人口は計画の最終年度（平成 36 年）には 13 万 9 千人程度まで減少すると予測されている。

本市においては、生活環境の充実や利便性の向上、産業の活性化や子育て支援の充実などまちの魅力が向上する事業の推進により、特に子育て世代など高齢社会を支える若年層の移住・定住の促進によって社会動態での増加を図り、人口減少の時代において、平成 36 年の目標人口を現状維持の 14 万 5 千人と設定する。

平成 36 年 **145,000 人**

（4）土地利用の方向性

人口が増加する状況において、美しい自然環境を守りつつ、良好な住環境を拡充し、**まちと自然と歴史のバランスがとれた魅力ある都市**を形成してきたが、今後、全国的にも、そして本市においても、急激な人口減少は避けられない。

そうした状況を踏まえ、都市の基盤である土地利用については、**選択と集中、重点化の視点**により、これまでの「**つくる**」ことを中心とした考え方から、**つくったものを「活かす」**考え方へ転換していく中で活力や賑わいを創出し、**都市としての質的な向上**を目指す。

(5) 目指す都市空間

①骨格となる交通網（ライン）

広域幹線道路を中心とする東西及び南北のまちの骨格を「ライン」と位置づけ、その整備について、国や県など関係機関への働きかけを積極的に行う。

また、市域においては、市民が安全に、安心して生活できる居住空間を整えるために、これまでに整備した道路や橋、公園、下水道などを「活かす」観点から、既存施設の長寿命化や耐震化について、重点的、計画的に取り組む。

○東西市街地ライン

- ・東西道路のさらなる拡充と、鉄道駅への接続強化、踏切拡幅など、利便性・快適性を高めることで、暮らしやすいまちづくりを進める。

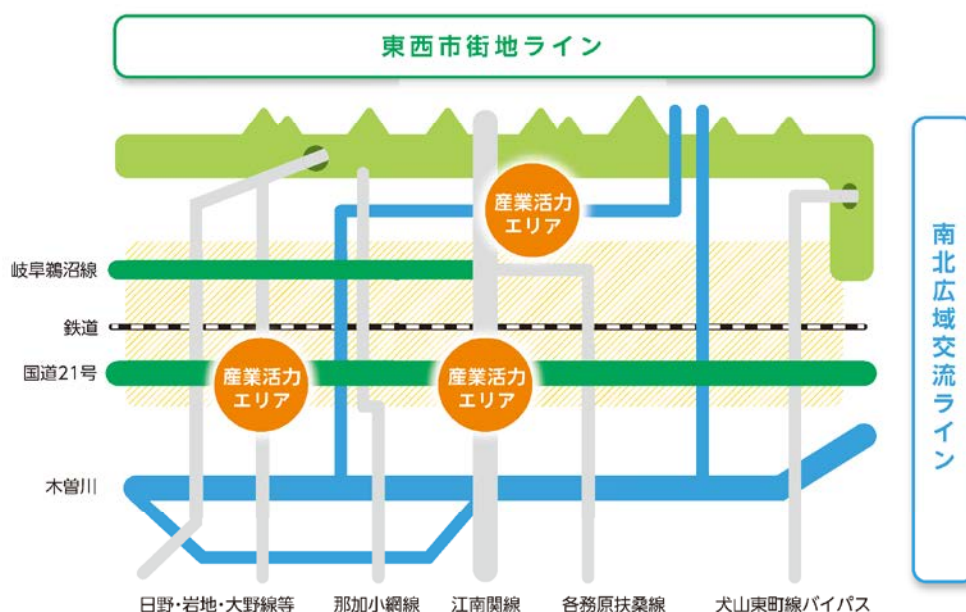
○南北広域交流ライン

- ・基幹となる交通網の充実を図り、人の交流や産業のさらなる活性化を促す。
- ・公共交通網の拡充や東西市街地ラインとの接続強化により、市域の南北交通網の強化を図る。

②産業が集積する地域（エリア）

○産業活力エリア

- ・航空宇宙産業クラスター形成特区として認定された航空自衛隊岐阜基地に隣接する北東部一帯地区、東海北陸自動車道・岐阜各務原ICへのアクセスに優れた岐阜県金属工業団地や大型ショッピングモール周辺地区、知識産業・次世代産業の集積地であるテクノプラザⅠ～Ⅲ期周辺地区の3箇所を「産業活力エリア」として位置づける。
- ・それぞれのエリアを、東西市街地ライン、南北広域交流ラインで結び、さらに2つのラインが東海北陸自動車道など介して広域ネットワークを形成することにより、県下トップのものづくりをさらに強固なものにするとともに、商業・サービス業の魅力を高め、多様な産業が活力を持つ創造的な産業空間を実現し、都市のさらなる活性化を図る。



③都市空間を構成する地域（ゾーン）

地域に応じた計画的な土地利用を進めるため、本市の土地利用形態を「やすらぎゾーン」、「にぎわいゾーン」、「暮らしのゾーン」、「ふれあいゾーン」に区分し、各ゾーンの調和、活用を図る。

○やすらぎゾーン

- 各務原アルプスと呼ばれる市の北部を緩やかに連なる丘陵地帯では、四季折々、風景を美しく彩る里山の適正な管理によって自然を保全するとともに、気軽にウォーキングを楽しむなど人と自然がふれあうことができる場として、次世代への継承を図る。

○にぎわいゾーン

- 2本の鉄道と国道が並行して走り、その沿線・沿道中心に市街地が形成されており、さまざまな都市機能が集まる市街地や鉄道主要駅周辺において、都市の顔としてふさわしい活気に満ちた便利で美しい拠点の形成を図る。

○暮らしのゾーン

- にぎわいゾーンを囲む居住空間や田畑などの農地が広がる空間では、水田地域や鶉沼の畑地など優良農地の保全に努めるとともに、緑との共存を基調とする魅力あふれる居住空間の創出を図る。

○ふれあいゾーン

- 県内最大の観光客数を誇る河川環境楽園などを有する木曾川河畔一帯では、親水性の高い広大なオープンスペースや豊かな自然環境の活用を図るとともに、河川敷スポーツ施設の拡充を進め、河跡湖公園や中山道鶉沼宿など周辺の既存施設とあわせ、観光やレジャー利用の促進を図る。

